

市議会 だより

平成24年3月定例会

No. 13

平成24年5月1日発行

【主な目次】

3月定例会を開催……………	P2
平成24年度当初予算……………	P3
委員会審査の概要……………	P6
議員9名が市政を問う……………	P9
議会基本条例、議員政治倫理条例に 対するご意見をお寄せください！……………	P18



丸山公園にそよぐこいのぼり（浅口市教育委員会提供）

平成24年度当初予算を可決

総額243億7,844万円(前年度比+1.3%)

3月定例会を開催

3月定例会を3月6日から23日までの18日間の会期で開催しました。

初日に、条例制定議案1件、平成23年度補正予算案7件、平成24年度当初予算案10件など45件が上程されました。

2日目からの一般質問では、代表質問に1会派、個人質問に8人の議員が登壇し、市政をただしました。

4日目には専決処分2件と教育委員会委員の任命同意など人事案件5件を可決しました。その他の議案は質疑の後、常任委員会に付託し、詳細について慎重に審査しました。

最終日には、委員会審査の結果と概要を委員長が報告し、条例制定議案1件、条例改正議案14件、補正予算案7件、当初予算案10件、その他議案4件を原案のとおり可決、1件は否決しました。

平成23年度補正予算

一般会計補正 総額6億4,441万円を可決

補正後総額137億5,334万円(対前年比-6.0%)

●一般会計補正予算(歳出の主なもの)

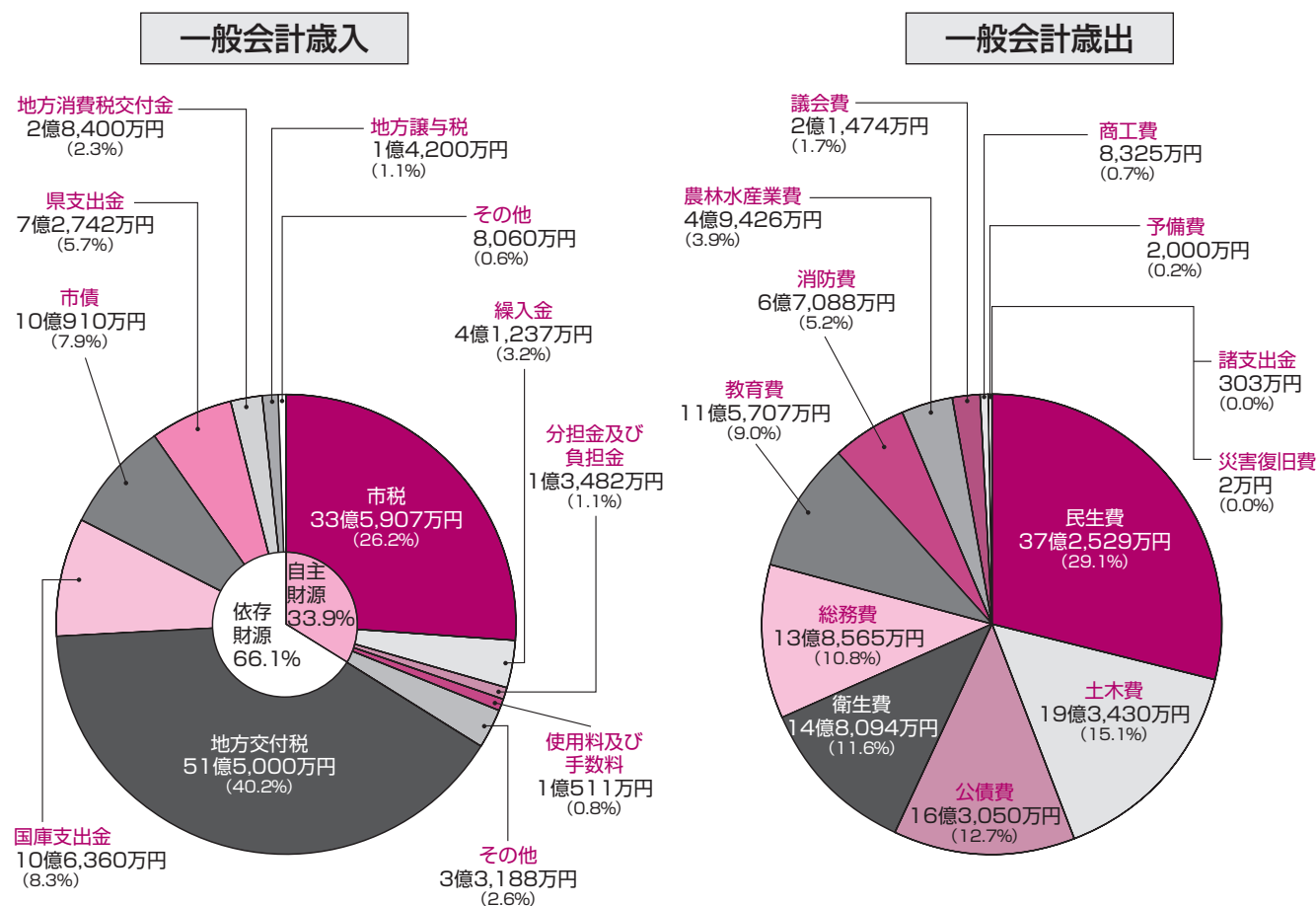
区 分	事 業 名	予 算 額
土 木 費	市道新設改良事業	2,159万円
	鴨方駅周辺整備事業	6,600万円
教 育 費	学校施設耐震補強事業	6億5,197万円
諸 支 出 金	社会体育施設整備基金積立金	1億円

●特別会計補正予算

	補 正 額	補正後総額
国民健康保険	▲2,006万円	43億7,650万円
後期高齢者医療	946万円	4億4,503万円
介護保険	3,564万円	34億9,027万円
公共下水道事業	495万円	17億7,625万円
益坂財産区	▲436万円	3,886万円
工業団地開発事業	▲3,673万円	2,679万円

平成24年度当初予算

一般会計 総額 128億円(前年度比－1.1%)



特別会計・企業会計当初予算

会計名	金額	前年度比
国民健康保険	45億 241万円	+4.8%
後期高齢者医療	4億6,740万円	+7.3%
住宅新築資金等貸付事業	483万円	+42.6%
介護保険	35億3,845万円	+2.7%
公共下水道事業	20億2,372万円	+7.1%
畑地かんがい給水事業	800万円	+12.5%
益坂財産区	1,220万円	－71.8%
工業団地開発事業	1億 102万円	+58.9%
水道事業	9億2,038万円	－2.9%

歳出の主な事業

区分	事業名	予算額
総務費	市営バス運行事業	2,089万円
	地区交付金事業	2,203万円
民生費	障害者福祉事業費	4億7,359万円
	私立保育所運営委託料	4億1,240万円
衛生費	子ども医療給付	1億3,526万円
	ごみ収集運搬委託事業費	1億3,278万円
土木費	鴨方駅周辺整備事業	3,643万円
消防費	常備消防費	5億2,505万円
教育費	小中学校ICT環境整備事業	2,384万円
	生活支援員配置事業	3,605万円

※金額は1万円未満切捨てのため、合計が一致していません。

条例

● 浅口市墓地の経営の許可等に関する条例の制定

【原案可決】

墓地経営の許可事務が岡山県から市に権限移譲されるために新たに条例を設けるもの。

● 浅口市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

【原案可決】

職員の失職の事由の特例を定めるもの。

● 浅口市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

【原案可決】

一般非常勤職員の育児休業等の規定を整備するもの。

● 浅口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び浅口市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正

【原案可決】

市長、副市長、教育長の給料を引き続き来年3月までの間、2割削減するもの。

● 浅口市税条例の一部改正

【原案可決】

地方税法の改正等により、市たばこ税の税率及び個人の市民税の均等割の引き上げ等を行うもの。

● 浅口市国民健康保険条例の一部改正

【原案可決】

医療給付費及び介護給付費が増大傾向にあり、税率等を変更するもの。前年度と比較し、平均して6・1%の増額となります。

質疑

問 桑野和夫議員

税の上昇を抑えるため、法定繰り入れとは別に独自の政策的繰り入れをしている自治体がどれくらいありますか。浅口市の場合、そういう法定外繰り入れがなぜできないのですか。

答 原田生活環境部長

平成22年度国民健康保険事業報告によると岡山県内7市町です。国民健康保険制度は、共助で成り立っており、法定外繰り入れは非常に難しい。

反対討論

桑野和夫議員

4月から介護保険料、後期高齢者医療制度保険料も引き上げとなり、市民は三重苦となる。国保税の引き上げは滞納額の増につながり、更なる引き上げにつながります。政策的に一般会計から繰り入れをして値上げを抑えるべきです。

● 浅口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正

【原案可決】

市財産の交換、譲与、無償貸付等の対象に国を加えるもの。

● 浅口市公民館条例の一部改正

【原案可決】

社会教育法の改正により、公民館運営審議会の委嘱の基準に関する規定を設けるもの。

● 浅口市立図書館条例の一部改正

【原案可決】

図書館法の改正により、図書館運営協議会の委員の任命の基準に関する規定を設けるもの。

● 浅口市阿部山キャンプ場条例の廃止

【原案可決】

阿部山キャンプ場を廃止するためのもの。

● 浅口市介護保険条例の一部改正

【原案可決】

平成24年度から26年度までの介護保険料を新たに定めるもの。高齢化率の上昇に伴う介護給付費の増加が見込まれるため、介護保険料の基準額を月額4500円から4800円に増額改定します。

反対討論

道廣裕子議員

介護保険事業第5期の見直し時期であり、1号被保険者（65歳以上）が対象となっています。わずかな年金からの保険料天引きは1号被保険者にとって大きな負担です。今回の引き上げの基準は他市よりも低いですが、以前的大幅な引き上げにより抑えられているだけです。引き上げをしないよう求めます。

● 浅口市ふれあい農園条例の一部改正

【原案可決】

ふれあい農園を利用実態に合った適切な規模に

縮小するもの。

●浅口市都市公園条例の一部改正 **【原案可決】**

天草公園テニスコートの人工芝化（2コート）により使用料の改定をするもの。

●浅口市営住宅条例の一部改正 **【原案可決】**

法の改正により、入居者の収入基準を規定し、また入居者資格の同居親族要件を継続するもの。

●浅口市公共下水道条例の一部改正 **【原案可決】**

下水道法施行令の改正に伴い、除外すべき物質の基準値の一部を改正するもの。

●トレーニングルーム使用料改正案を否決

●浅口市健康福祉センター条例の一部改正 **【否決】**

健康福祉センター内のトレーニングルームの使用料を改定するもの。今まで無料としていた65歳以上及び障害者手帳所有者にも1回100円の自己負担を求めるもの。起立採決の結果、賛成少数で否決しました。



トレーニングルーム

反対討論

桑野和夫議員

政治の役割は、社会的弱者に手を差し伸べるの

が大原則であり、今回の改正はこの原則に逆行します。高齢者の健康増進のための利用が減れば、国保税増につながりかねない。約150万円の歳入見込みは、他の事業を見直せば捻出できます。応能負担を原則とした障害者自立支援法も見直しされており、こうした動きにも逆行するので反対です。

人事案件

●教育委員会委員の任命

【同意】

教育委員会委員として、引き続き城山藤一氏を任命することに対し同意を求めるもの。任期は平成24年5月12日から4年間。

●固定資産評価審査委員会委員の選任（3件）

【同意】

固定資産評価審査委員会委員として、引き続き中務裕氏、藤澤福夫氏を、新たに大岸勇人氏を選任することについて同意を求めるもの。任期は平成24年5月11日から3年間。

●益坂財産区管理会委員の選任

【同意】

益坂財産区管理会委員として、田村重夫氏、田辺博明氏、西本健次氏、安田哲夫氏、川口広史氏、石部弘幸氏、今石和昭氏を選任することに同意を求めるもの。任期は平成24年4月1日から4年間。

その他

●里庄町に公の施設を使用させることに関する協議

【原案可決】

里庄町大字里見高岡・屋中地区の公共下水道を浅口市公共下水道に接続するもの。

●市道路線の認定 **【原案可決】**

開発道路の管理移管による1路線、県道の管理移管による1路線。

●市道路線の変更 **【原案可決】**

起点変更による2路線。

●モーターボート競走の施行 **【原案可決】**

2市2町で構成する備南競艇事業組合で引き続きモーターボート競走を施行するもの。

専決処分

●浅口市税条例の一部改正 **【承認】**

地方税法の改正にあわせ、雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出につき、適用年を拡大したもの。

●和解 **【承認】**

公用車が接触された事故につき、相手方と和解したもの。

報告

●長期継続契約の締結状況 **【報告】**

地域包括支援センターシステム契約を平成28年まで契約するもの。

委員会審査の概要

条例案や予算案などの議案は常任委員会に付託され、慎重に審査されました。委員会審査で行われた主な質疑、意見の概要は次のとおりです。

国民健康保険税条例の一部改正

保険料を上げる理由は。

問 平成22年度の国保会計は診療報酬額の改定などにより、単年度収支が9000万円程の赤字になった。国保事業財政調整基金からも1億円を取り崩し繰り入れているため。

答 国保事業財政調整基金はどれくらいあるか。
平成22年度末で1億8800万円です。

阿部山キャンプ場条例の廃止

問 阿部山キャンプ場の事業費と利用人数は。
答 平成22年度決算で事業費51万円、利用件数13件で272人が利用しています。

委員から、事業費と272人の利用者数を考慮すると、廃止するべきでないとの意見がありましたが、起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

健康福祉センター条例の一部改正

委員から、65歳以上の高齢者や障害者など社会的弱者から利用料を徴収することは、福祉の後退につながるためすべきでない。障害者の利用は無料にすべきである。他の利用者との公平性、民間圧迫につながるため、徴収すべきであるとの意見があり、起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

里庄町に公の施設を使用させることに関する協議

問 里庄町分の下水接続に関し、浅口市の予算の持ち出しはあるのか。

答 基本的にありません。工事費並びに処理場及び管渠の経費相当分は里庄町が負担し、使用料は里庄と鴨方の境にメーター器をつけて相当分を里庄町からいただきます。

平成23年度一般会計補正予算

問 学校施設耐震補強事業（6億5197万円）の施工箇所と期間の概要は。

答 鴨方中学校、金光吉備小学校、鴨方東小学校は平成24年7月から平成26年3月までの期間で施工し、小学校2校は夏休みを中心に工事を行います。

問 繰越明許費の漁港整備事業（3384万円）は、どの防潮堤の工事か。また完成はいつか。どれくらいの波の高さに耐えられるか。

答 繰越明許費分では東安倉、中安倉、西安倉の防潮堤です。23年度から3カ年で平成25年まででやっていきたい。満潮時の海拔3mくらいの波は耐えられます。

平成24年度一般会計予算

問 庁舎耐震診断（617万円）の内容は。

答 災害発生時に対策本部となる市役所本庁舎の新館、旧館を診断する。

問 交通安全対策費の光熱水費（2035万円）、修繕料（1554万円）の内容は。

答 光熱水費は防犯等の電気代、修繕料は防犯等の電球替え、LED化、カーブミラーの修繕などです。

問 移転墓地監理委託料（619万円）の概要は。
答 金光町須恵地内の移転墓地の工事にかかる施工監理費です。

問 スクールポリス事業（471万円）の詳細は。
答 警察OBを教育委員会に配置し、問題行動生徒への対応や生徒指導、問題児への教員対応へのサポート、不審者の監視などを行います。

問 子どもを育む行動計画策定業務委託料（325万円）は外部へ委託するのか。多額の委託料を払わずに、子どもを育む推進委員の意見を取り入れるなどして実効性のある行動計画にすべきでは

ないか。

答 委員の意見を踏まえ、執行にあたっては、なるべく経費を抑え、60人の推進委員に十分検討していただくなど努力し、よいものを作りたい。

問 駅周辺整備工事費（4900万円）の概要は。
答 鴨方駅の自由通路の工事は3400万円、金光駅はトイレに1500万円かかります。

問 漁業振興特別対策事業補助金（270万円）の目的は。

答 今年度はかきの加工場のトイレを水洗化するものです。県の補助金180万円と市から90万円となっています。

問 森林・里山づくり活動支援補助金（500万円）の増額の理由は。

答 県の補助が事業額最大500万円まで認められるので、多くの方々に利用してもらえよう最大額で考えたものです。1団体最大30万円の補助が出ます。

平成24年度公共下水道事業特別会計予算

問 公共下水道事業見直しの申請は、いつ国へ提出するのか。

答 平成24年度の早い時期にコンサルタントに業務委託をし、それを受けて24年度中に国、県へ申請したい。

委員会レポート

各委員会での概要をお知らせします。

総務文教常任委員会

2月15日開催

4月からの市営バスの運行ダイヤや路線の改正内容について説明を受けました。平成24年度も無償運行を継続する。市営バスの利用方法がわかりにくいとの市民の声に対しては、担当課において利用方法を提案するなど対応を行うとのことでした。

3月15日開催

付託された条例案8件、補正予算案2件、当初予算案2件、その他1件について審査し、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、阿部山キャンプ場廃止条例案は賛否が分かれ、起立採決となりました。

民生常任委員会

2月14日開催

平成12年度から供用を開始している金光一般廃棄物最終処分場は、その建設にあたり金光町下竹区と協定を締結しており、協定期限が平成27年3月末となっている。平成22年度末までの廃棄物の埋立て量は全体容量の13%

で、平成27年3月末でも約18%にとどまる見込みであり、期限の延長について下竹区と協議を進めるとの報告がありました。

3月16日開催

付託された条例案5件、補正予算案4件、当初予算案5件について審査し、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、健康福祉センター条例改正案は賛否が分かれ、起立採決となりました。

産業建設常任委員会

2月13日開催

平成24年10月から、市民の利便性向上と収納率を上げるために、上下水道料金のコンビニエンスストアでの納付ができるよう検討しているとの報告を受けました。

3月19日開催

付託された条例案3件、補正予算案3件、当初予算案5件及び市道路線の認定等2議案、その他1議案について審査し、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

常任委員会

議会改革特別委員会

● 12月22日開催

議会基本条例素案及び議員政治倫理条例素案に対するパブリックコメントの実施方法を協議しました。

● 1月17日開催

小委員会が作成した議員政治倫理条例及び施行規則の素案の見直し作業を行いました。また、議会基本条例の素案に対する執行部の意見について協議し、一般質問で執行部が議員に対し逆質問できる反問権を与えて欲しいとの意見には賛否が分かれ、引き続き協議することとしました。また、議員定数、議員報酬の協議では、議員間の協議の参考とするため、市民から意見を聴取することとしました。

● 2月17日開催

議員政治倫理条例素案について法制的な観点から見直し作業を行い、確認作業を終了しました。議会基本条例の協議では、素案に反問権の規定を盛り込み、それにより一般質問における一問一答方式の方法は、3回までとしていた質問

回数を無制限としました。また、市総合計画における基本構想及び基本計画の策定などは、その重要性を考慮し、議会の議決事件とすることを素案に盛り込みました。

議員定数、議員報酬に関する協議の参考とするため、郵送によるアンケート調査を実施することを決定しました。

● 3月19日開催

一般質問において反問権を導入し、回数制限を撤廃するにあたり、執行部から通告書に詳細な内容を記載するよう要請があり、そのように決定しました。

なお、議会基本条例素案、議員政治倫理条例素案について、5月にパブリックコメントを実施し、市民から両素案に対する意見をいただくことにしました。

上下水道整備調査特別委員会

● 2月13日開催

下水道事業説明会について報告がありました。金光及び鴨方地区内の23箇所で説明会を実

施し、約360名の参加があった。参加者へのアンケート調査では57%が公共下水道への接続を希望している。参加者からは、高齢者世帯にとって受益者負担金が高すぎるなどの意見があった。今後、説明会の結果をもとに平成24年度でクリーンライフ100構想を基本とした全体計画の見直しをする。現在認可区域となっている地域も合併浄化槽を希望する方が多い場合は地域の意向を十分に踏まえて見直したいとの説明がありました。委員から、後継者のない世帯は時間がかかるなら公共下水道は不要との考えが強いのでその気持ちを理解し、事業にあたるよう重ねて要望しました。

上水道の受水先の変更については、笠岡市と3回目の協議を2月1日に行い、水利権の譲渡と金額について事務レベルで協議したとの事でした。

● 3月2日開催

執行部から水利権の譲渡について、笠岡市に対し、正式に1日最大5000m³の譲渡を依頼したいとの報告を受けました。

一般質問

会派代表者 1名が
議員 8名が

市政を問う！

3月定例会では9名の議員が一般質問を行いました。

なお、一般質問の記事は質問した議員が作成した原稿に基づき掲載しています。

特別委員会



浅政会 田口 桂一郎議員

市の防災体制の充実を

問

岡山県は自主防災組織率が全国43位で中四国最低です。自主防災組織を育てる政策を今後どのようにしますか。また、防災計画の見直しなど防災業務の増加が見込まれます。権限を持った防災部署を整えるべきと考えます。

答

栗山市長

自主防災組織活動補助金交付要綱制定以来、組織設立を呼びかけており、今後も同様に取り組みを進めます。

防災担当部署の新設は、職員数等の制約があり、現体制でできる範囲での措置と充実を図りたい。

市長のマニフェストにある

子育て王国は

問

幼・保一体化の問題は今後どのように取り組

むのですか。2月現在で33人の待機児童が保育園入園を希望しています。どのような努力をしていますか。また小学校放課後児童クラブの募集定員を増やすことを行政として積極的に支援して欲しい。受入時間等の運営状況がクラブごとに異なるのをどう考えますか。

答 城山教育長

総合こども園構想は、国の動向や関係部局と連携して研究していきたい。

答 栗山市長

私立4園は入園可能な最大限の人数を受け入れており、公立2園は臨時保育士を増員しています。また入園可能児童数は、国の基準で定められており、入園できない場合も考えられ、幼・保一体化も含めた保育の量的拡大を図っていきたい。

児童クラブは入会希望者が増加傾向にあり、受け入れができないクラブもあるが、空き教室の確保ができ、受け入れた事例もあります。今後各クラブと連携し必要な指導を行い、公平性が図られるよう努めたい。

武道の必修化への取り組みは

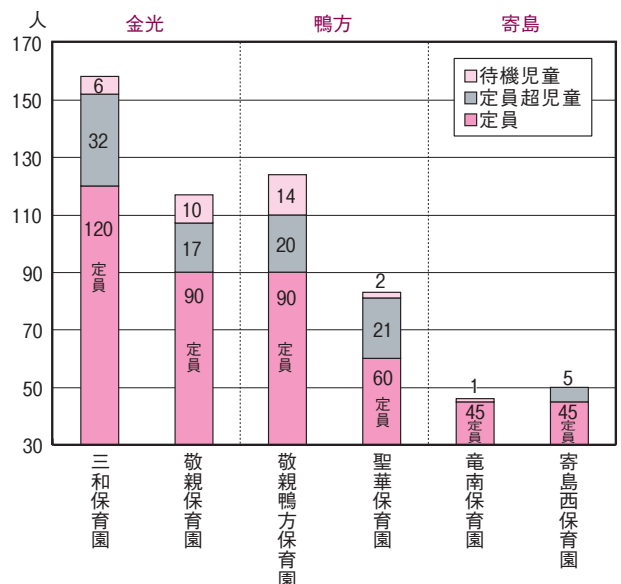
問

平成24年度からの中学校学習指導要領の実施で保健体育の武道の準備状況について、指導者や施設・用具の整備等、現在までの取り組みと安全面の対策をお尋ねします。

答 城山教育長

本市では剣道を選択し、指導者は講習会で研修を行い基礎的な指導には対応できます。安全

保育園待機児童（H24.2月現在）



農業用ため池の耐震化は

問

老朽化で改修が必要と判断されながら手つかずの状態の農業用ため池が県内で567カ所に上るとの報道がありました。巨大地震が予想される中、市内の状況はどうですか。

答 栗山市長

市内には約300のため池がありますが、老朽化しており、毎年数カ所の改修工事を行っています。大震災以降、国の補助事業で耐震性の点検・調査ができるので活用を検討したい。



香取 良勝議員

違法税務署に市職員、 市民の血税を使うな！

問

税務署は毎年1月から3ヶ月間、浅口市の敷地、部屋を利用し、浅口市職員約30名が税務署の業務に従事し、毎年数千万円、浅口市の血税が使われている。玉島税務署には約25名の職員がいるが、1月から3月までの申告時には多くの臨時職員を雇って監督している。そんな税務署に何故、浅口市職員を奴隷の如く使われな

ければいけないのか。税務調査と称し、無断で他人の土地に侵入、脅迫、個人情報無視して調査をする。平成22年12月18日朝日新聞に載っていた、「税務調査中に私有地に侵入容疑で書類送検」、警察、ヤクザでもこんな違法な事はない。浅口市は、この様な調査をするのか？市長は安心、安全、浅口市に住んで良かったと、発言されるがこの様な事をされて安全か？市民税ならともかく、国税の手助けを市民税で行うのは納得いかない。岡山市、倉敷市については一切税務署の税務には関わっていない。浅口市は何年も市民の血税「7年間で数億円」税務署に払わされているので、市として今までの市民税を税務署に請求すべきと思う、市民に対してヤクザの取立てよりたちの悪い違法税務署に浅口市に立ち入りを断るべきではないのか。市長の見解を求める。

先ほどの議員の質問に対し、自分の生命と財産は自分で守らなければいけないと答弁されたが、この様な違法税務署がいる限り、安心、安全に生命、財産を守るか？玉島警察署、ヤクザでも無断で駐車した場合は謝り、看板に書いている金額を支払うが、税務署は払えばよろうかと豪語するだけで支払わず突き飛ばすなど、税務署はヤクザよりたちが悪い。そして、警察、司法試験に通らない検察に圧力をかけ、不起訴にする。（検察審査会も無試験の検察の言いなりである）

その税務署員は25年勤務したら税理士の免許

をただ同然で取れて、天下り天下である。「広島国税不服審判所担当審判官5名全員は元税務職員である。」これで公平な不服審判ができると思うか？税務署の悪をする人、その悪を取り締まる人、が税務職員、元税務職員（天下り税務職員）であって公平な行政が出来るはずが無いと思う。浅口市職員が退職した後、税理士免許をくれるか？

浅口市職員は税務署職員よりは質が高いし、違法なことはしないが税理士免許の取得や天下りはない。何故こんな税務署にコビを売するのか？

答 原田生活環境部長

本市の場合にはその様な事はいたしません。

答 栗山市長

市といたしましては、市民の利便性、つまり市民の皆様が確定申告をしていただきやすい環境を整えていく事が重要であると考えております。



佐藤 正人議員

不育症治療費の 公費助成事業について

問

妊娠しても流産や死産を繰り返してしまう病気のことを「不育症」と言います。16人に1人の割合で不育症患者がいることがわかっており、「不妊症」に比べこの「不育症」の認知度は低く、専門の病院や産婦人科医も少ないのが実状です。適正な検査と治療で85%の患者が無事に出産までたどり着くことができると言われていますが、不育症治療には、多くが保険適用外のため出産費用以上に多額の治療費がかかることも確かです。平成24年度予算に公費助成として計上されたことは大きな光明であると歓迎しております。

この助成制度について、当局の認識をお伺いします。

答 襟立健康福祉部長

不育症の方は毎年、全国で3万人以上という数字もあがっており、浅口市においても不育症で悩んでいる方がおられることが推測されます。本市におきまして、この助成があることによって治療を躊躇したり、あきらめていた方を少しでも救うために公費の助成事業というのは非常に重要だと考えます。今後、広報紙やホームページ等を利用し広報に努め、利用を促進していきたいと思っています。

答 栗山市長

対象の方の経済的負担を少しでも軽減し、安心して子育てが出来るように環境の充実に努めてまいりたいと考えています。

トレッキングルート 開発事業について

問

本市において遥照山系をはじめ多くのトレッキングコースの整備が進んでいることには、愛好家の方々から非常に好評を得ているところであります。現在のコースの整備状況や今後の宣伝計画および里山保全との関連性をどう考えますか。また本市の活性化のための交流人口増加に向けての展望など伺います。

答 松田産業建設部長

昨年の6月に市内のトレッキング団体や文化財保護委員会、地区の代表など13名で構成する委員会を設置し、現在まで3回協議しました。コース数については山登り中心のトレッキングが6コース、道歩きを中心としたウォーキングが6コースの計12コースです。

そして、オープン前イベントとして3月29日に遥照山モニターツアーを行い、PRとともに参加者にアンケートをとって感想や意見をまとめて、今後に活かしていきます。

里山保全の関連性についても里山団体との協働により、地域のPRや管理等を行います。また、交流人口増の展望ですが、平成24年度秋には市内4コース程度を利用したツアーを計画し、もみじやアツケシソウなどを周遊し、市外からの観光客の誘致を図っていききたいと考えています。そして、トレッキングマップを作成し市内すべての小・中学校に配布し、子どもの自然学習にも大いに活用してもらいたいと考えています。

答 栗山市長

「トレッキングのまち」を平成24年度から積極的にPRしていき、浅口市の素晴らしい自然景観および植木やそうめん、魚介類などの特産品をPRし、市の個性と魅力を生かし、人・もの・金が行き交う交流人口の一層の増加に努めていきたいと思っています。



袖木 毅議員

くらしの便利帳の改訂版の発行を

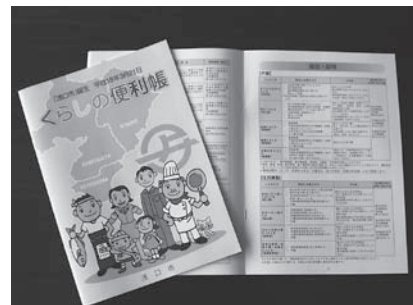
問 浅口市が合併して、行政の内容を市民に知らせるために、くらしの便利帳が当初発行されました。それから5年が経過したので改訂版を発行してはどうですか。行政組織や新しい施設、ごみの出し方などを知らせたり、防災や避難誘導についても紹介するなど、市民の身近な内容も織り込んだ改訂版の発行についての考えを伺います。

答 榑田企画財政部長

便利帳は合併後の行政情報を知らせるのが大きな目的であり、6年が経過し一定の役割を終えましたが、市民によりわかりやすく、来庁しやすい市役所になるため、便利帳に記載した情

報を常に新しくして伝えることが大事です。前回作成時から変わっている行政情報を含め、市民にわかりやすい便利帳の改訂を前向きに検討したいと思います。

ごみの出し方は、ガイドブックを作成し、4月に全戸配布することになっています。



くらしの便利帳

健康づくりができる トレーニングコースに

問 私は特に健康づくりのために市民の皆さんが幅広く利用できるようにPRしていただきたいと思っています。一時的なことではなく、四季折々の風景や小鳥のさえずりなど、自然と健康づくりに最適なコース作りを期待しています。例えば、コースのキロ数や消費カロリーを表示してほしいと思います。子どもから女性、高齢者まで多くの方々が楽しみながら健康になれるコースにしてほしいと思いますが、考えをお聞かせください。

答 松田産業建設部長

健康づくりの面からの活用について、関係部局と連携し、市民グループや公民館のウォーキング講座などでも活用してもらえよう、また

小中高校の郷土学習などにも積極的にPRしていきたいと考えています。

4月に配布するマップは、文化財や史跡、風景、自然、距離、時間などを掲載し、歩くことが一層楽しくなり、より浅口市を知っていただけるような工夫もし、カロリー表示についても、検討していきたいと考えています。

今後ともコースをふやしたり、看板等の整備を行いながら、安全への配慮と魅力あるコースづくりに努めていきます。

鴨方駅自由通路の完成はいつ

問 橋上化された駅の北広場も完成が間近となり、多くの市民の皆さんが気軽に便利に利用できるようになると思われます。今後は国道2号をまたぐ自由通路の完成を待たなければなりません。早期に完成すれば南側の利用者がより便利になります。今後の工事の見通しについてお尋ねします。

答 安倉理事

国道2号をまたぐ自由通路の工事は、JR鴨方駅自由通路を南に60メートル延長して整備するものです。現時点の予定では平成24年度、25年度の2カ年で整備することとしており、平成24年度の早い時期に自由通路橋梁部分の製作を発注する予定です。その後、自由通路橋梁部を支える基礎部分の工事、さらに製作された自由通路橋梁の取り付け工事等の発注を行い、平成25年度中の完成を目指しています。



中西 美治議員

市民提案型まちづくり

支援事業とは?

問

市民団体や地域活動のアイデアを採用して、まちづくり事業と位置づけて、これを推進することは意義のある施策であります。

市長はこの事業を通して、どのようなまちづくりを目指されようとしているのか、期待されていることはどのようなことですか。

答

栗山市長

ともに支え合う地域社会の実現に期待

私たちを取りまく地域社会は、人口の減少や少子高齢化によって大きく変化しており、多様な価値観や行政ニーズにより、地域の課題はま

すまず複雑化しています。これからは、市民と行政がそれぞれの特徴を生かすように連携、協力し、いわゆる協働という手法によって、まちづくりを進めていく必要があります。

市民提案型まちづくり支援事業は、地域や行政の課題解決やよりよい市民生活の実現を目的として実施するものであり、自治会やボランティア団体、NPO等が自ら企画立案し、実施する公益活動に対して支援を行うものです。具体的には、あらかじめ設定したテーマ、例えば防災やごみの減量化など市民と共同して取り組むことで、より効果が上がると思われる事業を公募し、市民活動団体には自分たちが何ができるかということを考えていただき、そして事業の提案をいただいたあとに審査を経て事業費の補助を行うものです。この事業が公益活動の活性化と自分たちのまちは自分たちで創るという住民自治の気運の醸成につながり、ともに支え合う地域社会の実現の一助になればと期待するものです。

これからの時代に

対応した興味深い事業

問

「市民提案型のまちづくり」という発想は、今の時代、これからの時代に対応した興味深い事業であると受け止めています。市長は、あらかじめ設定したテーマについて、事業を公募して補助金を交付すると説明されましたが、「あ

らかじめ設定したテーマ」は防災とかごみの関係だけなのか、また誰が、いつ、どこで決定されるのでしょうか。

テーマを絞って取り組みたい!

答 榎田企画財政部長

自治会が行った方が有利なもの、市が行う方が有利なものがあります。今回の市民提案型まちづくりは、お互いに協働して取り組めるものとして、防災やごみが効果上がるのではないかと考えています。決定する方法としては、審査を役所だけをするのではなく、審査をする人を選んでは方法も考えなければならぬと思っています。予算を認められた上で検討していきます。

まちづくりのあり方を

示唆するものであって欲しい

問

将来的には、補助金交付要綱を策定し、その事業が公益を担っているかどうか、行政の向かう方向とマッチングしているかどうか、また継続性や独自性があるかどうか、投資対効果などを選定基準として、広く市民団体や地域活動のアイデアを採用する事業に発展させることが必要であると思いますし、これからのまちづくりのあり方を示唆するものであって欲しいと思います。



大西 恒夫議員

道の駅「浅口」

問

国道2号バイパスが平成26年度末、佐方まで開通予定です。左記のことを考慮しながら計画してはどうか。検討願います。

- 雇用が生まれる
- 産業の振興がはかれる
- 災害時の拠点や、救援物資の備蓄基地となる
- 笠岡の道の駅との相乗効果が生まれ、地域の発展につながる
- 浅口のイメージがあがる
- 民営（PFI）を考える

答

栗山市長

国道2号バイパスが開通することは大きな節目ですが、一部供用の為、車の流れ等の予測が困難です。雇用の促進、産業振興、広域観光や災害時の備蓄基地としても大切です。浅口市のイメージアップとあわせ、今後の変化を見極めながら総合的に検討します。



道の駅（笠岡ベイファーム）

ボランティア保険

問

広報あさくち3月号に「みんなの力で浅口市を元気に」とあります。安全安心なボランティアのため左記の件をお尋ねします。また、市がすべてのボランティアに保証してはどうでしょうか。

- 保険をかけている人数、事故件数と保証金額は
- 道路愛護の時は
- アッケシソウの草刈時、高校生の参加は
- ボランティア活動に声をかけづらい、どう考
- えるか

答

栗山市長

浅口市は、自治会活動保険へ加入しています。

国道2号に浅口の看板を

問

合併6年、浅口市の方向を示す看板の設置を国土交通省にお願いしていただきたい。

答

栗山市長

国道にある案内標識は国土交通省が管理しており、都道府県ごとに決められているようです。基準地として岡山、主要地としてこの近隣では倉敷、笠岡、井原、総社などとなっており、浅口はその他の一般区域に区分されています。これらがどのように決まっているのか、改正時期、手続きの方法、窓口等を調査して可能ならばぜひ要望していきます。

この保険は、自治会が行う活動が対象です。事故件数は平成21年度4件で保険給付費23万6000円、平成22年度は7件で144万8862円、平成23年度は6件で30万7500円です。高校生のアッケシソウの清掃奉仕の件は、学校の部活動の一環として独立行政法人日本スポーツセンターの保険に入っています。その他は、それぞれのボランティア団体が万一に備えて事前に保険を整える必要があります。



桑野 和夫議員

福祉と防災のまちづくりを

問

東日本大震災と原発事故から1年が経過しました。現時点での市長の思いをお聞かせします。また私は、災害から市民のいのちと暮らしを守るためには、普段から医療や介護、福祉、子育て支援など強いネットワークが必要だと思いますが、見解をお聞かせします。

答

栗山市長

災害に強いまちづくりは政治の責任です。具体的には、高齢者や障害者などの支援へ、情報の伝達体制や避難の支援体制を定めた「浅口市災害時要援護者避難支援プラン」の全体計画の

市民への予算説明の充実を

問

市民のみなさんは、自分の納めた税がどこにどのように使われているか高い関心をもたれています。市民への説明責任を果たすため、市民への予算説明について新しい方法は考えているか。



市民向けの予算説明書

答

榎田企画財政部長

市民のみなさんと情報の共有化を図る上で重要な視点という認識をしています。今後順次できるところから改善をしていきます。

答

栗山市長

ホームページの改善など、今後とも一層の情報公開に努め、市民にわかりやすい行政、市民に身近な行政に取り組んでいきたい。

市営墓地の整備はどうなるのか

問

墓地が欲しいという要望をよく聞きます。現在の市営墓地の取り組み状況はどうですか。

答

原田生活環境部長

必要性は十二分に認識しており、早急に墓地を建設したいと考えていますが、墓地という特殊性から地元同意の得られやすい候補地の選定を行っているところです。

電子申請の充実を

問

若い人を中心に、スポーツ施設の申し込みや各種行事への参加申し込みなど、便利な電子申請ができるようにしてほしいという要望があります。広げていくことはできないでしょうか。

答

谷本教育次長

すでに公民館講座やマラソン大会の申し込み等は一部で実施しており、できる限り拡大していきます。施設予約システムは多額な費用がかかるなどの問題もあり、今後検討していきます。

答

栗山市長

スポーツ施設の予約システムは、予約状況の公開や申し込みの試行など段階的な実施も視野に入れ、今後検討を行っていきます。



岡邊 正継議員

上水道受水先の統一へ 今後の方針は

問 水道の問題についてお尋ねします。浅口市が正式に笠岡の西南水道企業団に金光地区への給水をお願いしたと報道されていました。

年度内までに一定の方向づけを出すということとでこういう結論が出ましたが、その経緯をお聞かせください。

答 栗山市長

今まで事務レベルでは協議をしておりましたが、私が笠岡の市長とお会いして、正式にお願いをしたということです。

問

市長が笠岡市長にお願いしたということは、本当によかったと思います。

そこで一つ確認しておきたいのですが、これは正式に浅口市からの要請ですから、笠岡との協議が難しいような局面が出てきても、倉敷とは交渉はしないということでしょうか。笠岡市一本に絞ってお願いするというふうに理解しておけばよろしいでしょうか。

相手があることですから、思うようにはいかないと思いますが、一日も早く話をまとめていただきたい。一日長くなれば一日余分の負担を市民がしています。一日も早く給水できるような話をしていただきたい。

答

栗山市長

笠岡との交渉が不調に終わったというような仮定の話は難しいので、今の時点で倉敷がどうであるとかというのは、差し控えてさせていただきます。

これから笠岡市と水利権譲渡について話をします。それと、西南水道企業団については、供給の増量についてしっかりと協議を始めます。

問

誠意を持って笠岡と話をすればそれは必ずわかってくれます。倉敷は水道法上好ましくないとか国から指摘されており、単価も安い笠岡の西南水道企業団へのことですから、後少々話がこじれても、もう倉敷へ戻ることはないということを確認したい。

答

栗山市長

文書をもって正式に申し込んだばかりであり、今現在こじれているとか、そういうことは全くございません。これから交渉をしっかりとしていきたい。相手もあることですので、ご理解をいただきたい。



岡山県西南水道企業団(鴨方浄水場)



道廣 裕子議員

危険な宮通地内の交差点に 信号機の設置を(矢掛・寄島線)

問 ここは既存の県道へ、矢掛・寄島線が合流している交差点で、通学路、生活道路が入る複雑な交差点になっています。交通事故も発生しており、早急な対応をお願いします。

答 松田産業建設部長

信号機の設置については、要望として関係各所へ伝えます。

しかし、現在は暫定的な交差点で、路線完成後は形が大きく変わる予定になっておりますので、まず道路管理



宮通の交差点

者(県)に、減速の注意を促すなど可能な範囲での安全対策を要望していきたい。

答 栗山市長

道路管理者としてできることをしっかりと県に要望していきたい。

問 矢掛・寄島線の最終合流地点は。また、完成の期日について伺います。

答 松田産業建設部長

宮通から西の山際へ入り整備される計画で合流箇所は、旧鴨方、寄島の町境付近になっており、平成28年度末完成を目標に進めるとの事です。

地域と協働で街づくりを!

問 3町それぞれ空家、空地が増えています。特に顕著なのが、市街地では金光町大谷地区です。金光駅南口の整備(改札)の一つは参拝される方の利便を考えての街づくりです。この先、市としてどこまでやっていただけるのか、大きな壁になっています。

金光教本部のある街です。市としてもこの地区をどう活性化するかを地域の方と一緒に考えていただきたい。門前町の空家対策はその一つです。

答 松田産業建設部長

近隣なので協議はしますが、金光駅の南口整備と大谷の空家対策が結びつかないと考えています。

住宅リフォーム助成制度導入を

問 井原市、笠岡市が導入している15%の補助で30万円以上の工事をする住宅リフォーム制度は、税収アップになるが何故しないのか。理由を伺います。

答 松田産業建設部長

中小企業は他にもたくさんありますし、浅口市には他市にない事業もあります。リフォーム業種に限って助成するのは難しいと考えています。

寄島東線を鴨方駅経由に

問 安倉発のバス路線は、鴨方駅南口へは約10分程度の時間のずれでどうしても乗り入れてもらえません。要望もしていない西廻線を利用するようにとのことです。理解できないのは4月の改定で四条原の中を廻るようになっていきます。なのになぜこの路線だけ直接南口へ乗り入れてきないのですか。

答 栗山市長

寄島地域の方は今までより早く目的地に行くことができると思う。地域全体を考えての公共交通なのでご理解をいただきたい。

浅口市議会基本条例(素案)

浅口市議会議員政治倫理条例(素案)



ご意見をお寄せください!

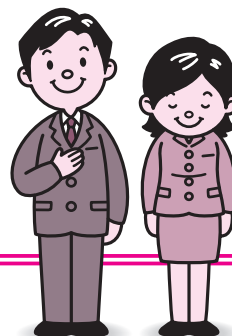
浅口市議会では、市民の皆様への積極的な情報公開や市民参加型の議会を推進し、市民に開かれた議会を目指すため、「浅口市議会基本条例」を制定します。

また、議員が市民から信頼され、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的に、「浅口市議会議員政治倫理条例」を制定します。

議会改革特別委員会において平成23年3月から議会基本条例、議員政治倫理条例の制定に向け協議を行い、この度素案が決定しました。

素案に対する皆様の率直なご意見をお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、条例制定の参考とさせていただきます。



募集期間

5月1日(火)～
5月31日(木)
午後5時15分まで

意見を提出できる人

市内外問わず、どなたでも提出できます。

意見の提出方法

任意の様式に住所、氏名、意見を提出する条例名及び意見をご記入のうえ、郵送、FAX、ご持参、電子メールのいずれかの方法でご提出ください。(口頭・電話での受付はしません。)

※ご持参の場合は土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までをお願いします。

※浅口市個人情報保護条例により住所、氏名が公表されることはありません。

※様式は任意ですが、参考様式は浅口市ホームページよりダウンロードできます。

閲覧場所

浅口市役所議会事務局、金光総合支所市民生活課、寄島総合支所市民生活課の各窓口では、条例案を閲覧できます。

※浅口市ホームページにも掲載しています。

意見等の公表

提出された意見については、議会改革特別委員会でも内容を検討し、議会としての考え方を示して公表します。

提出された意見等に関する個別の回答はいたしません。

お問い合わせ先・ご意見の提出先

〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050
浅口市役所 議会事務局

電話番号 0865-44-7010
FAX 0865-44-5771
E-mail gikai@city.asakuchi.lg.jp

浅口市議会基本条例とは

浅口市の議会運営の基本原則を定める条例です。市民に対し、議会の役割や議会と市民との関係、議会と市長との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、議会と議員の責務を定め、市長と対等の責任を担って市民に信頼され、存在感のある議会運営を目指すことを明文化するものです。

素案では、主に次のことを規定しています。

ポイント①

議会報告会を開催します。

議会の説明責任を果たすため、議員自らが地域に出向き、議会の報告をします。

ポイント②

積極的に情報を公開します。

委員会視察報告や議長交際費などをホームページに公表するなどしていますが、さらに情報公開を進めます。

ポイント③

一般質問を一問一答方式にします。

市民の方々に分かりやすい一問一答方式を導入します。また、執行部に対し、議員に逆質問することができる反問権を認め、議論を活性化します。

ポイント④

賛否を公表します。

議員の政治責任を明らかにするため、議案に対する議員個人の賛否を公表します。

浅口市議会基本条例(素案)

浅口市民（以下「市民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される浅口市議会は、同じく市民から選ばれた浅口市長（以下「市長」という。）とともに、浅口市の代表機関を構成する。二元代表制によるこの2つの代表機関は、それぞれが市民の負託に応えるために活動し、市民の意思を的確に反映させるために競い、協力し合いながら、市民にとって最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会は、地方公共団体（以下「自治体」という。）の重要事項を審議、議決することはもとより、市民の意思を代弁する合議制機関であることから、政策立案、行政監視などの権能を十分に発揮し、市民全体の生活向上に努めなければならない。そのため、議会は議員間の自由な討議、議員の自己研さんと資質の向上、公正性、透明性の確保、議会活動を支える体制の整備など改革を推進していく必要がある。

このような認識のもと、浅口市議会は、積極的な情報公開、政策活動への市民参加型の議会を推進し、市民に開かれた議会となるため、ここに浅口市議会基本条例を制定し、時代にあった議会としてのあるべき姿を追求する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本的

事項を定めることにより、議会の活性化を図り、地方自治の本旨に基づく市民の負託にこたえられる議会運営を実現し、市民生活の向上と市政の発展を目指すことを目的とする。

【解説】 この条例の目的が市民生活の向上と市政の発展のために議会運営の基本事項を定め、議会の活性化を図ることであると明記しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための政策提言及び政策立案に努めること。
- (3) 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 市民代表の立場から、適正な市政運営が行われているか監視し、評価すること。

【解説】 議会がその権能を十分に発揮し、市民から信頼され、市民に開かれた議会となるために、議会の活動原則を4つの原則として規定しています。

- (1) 公正性、透明性を確保し、市民に開かれ

た議会を目指すことを定めています。

(2) 市民の多様な意見を把握して、政策提言、政策立案に取り組むことを定めています。

(3) 市民にわかりやすい議会運営のため、専門用語ではなく、分かりやすい言葉を用いて説明をするよう定めています。

(4) 議会は市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックし、評価することを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 市政の課題について市民の意見を的確に把握するとともに、自己研さんによって、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民生活の向上を目指して活動すること。

(3) 様々な手段や媒体を通じて、市民への情報発信に努めること。

【解説】

議員が市民の代表者として、市民生活向上のために活動するため、3つの原則を規定しています。

(1) 議会は言論の場であり、複数の議員による合議制の組織です。議員がその役割を果たすため、議員間の自由かつ達な討議を推進してい

くことを規定しています。

(2) 議員活動においては地域代表者として、地域の問題解決に取り組むこともありですが、議員は市民全体の代表者であり、市政全般の課題と市民全体の生活向上を目指し活動しなければならぬことを規定しています。

(3) 議会での活動や議員個人での活動などについて、市民に広く情報を提供するため、インターネット、広報紙、集会など様々な手段を通して、情報発信していくことを規定しています。

(議決責任)

第4条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に説明する責務を有する。

【解説】

提案された議案等は議会での審議を経て議決されます。議会は、議決により市政の方向性が決定されることについて、その責任を深く認識するとともに、その審議過程から議決結果に至る経緯について、市民に対し説明する責務があることを規定しています。

(議員間の討議による合意形成)

第5条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営

委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員間の議論を尽くすよう努めるものとする。

【解説】

1 議会は言論の場であるとの原則から、議会の会議においては議員間の自由討議を中心とした議会運営を行うことを定めています。

2 議会は本会議や委員会などで意思決定までの過程において、議員間の自由討議によって多様な意見を出し合った上で合意形成にするよう努めることを規定しています。議員は市民の代表として様々な意見を表明し、相互批判、反論、同調し、一つの意思に形成されていくことこそ議会の最も本質的な役割です。

(会派)

第6条 議員は、議会活動のために2人以上の議員により、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

【解説】

1 同一理念を持った議員集団を会派と規定しています。

2 会派結成の手続きなど、詳細については会派に関する内規により定めます。

第3章 市民と議会との関係

（市民と議会との関係）

第7条 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、議会が保有する情報を議会広報誌、ホームページ及びCATV等を用いて積極的に公開しなければならない。

2 議会は、本会議のほか、委員会を原則公開するものとする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的知見の活用並びに法第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を活用して市民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、市民との意見交換の場を設け、議会活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。

5 議会は、市民に対し広く議会及び委員会の傍聴を呼びかけるものとする。

【解説】 議会は市民の代表機関であり、市民の信託に依って活動する議会の運営のあり方を具体的に定めています。

1 議会の果たすべき重要な責任として積極的な情報の公開を規定しています。

2 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会

の原則公開を規定しています。

3 法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、市民の意見、見識を十分に聴取し、自由討議に反映させることを規定しています。

4 議会（議員）自らが地域に出向き、直接市民との意見交換を行うことにより、議会への市民参加と市民との連携を促進することを規定しています。

5 本会議や委員会などでの議論を直接見ていただくことで、議会をより身近なものに感じていただくため、広く傍聴を呼びかけることを規定しています。

（議会報告会）

第8条 議会は、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

【解説】 1 前条第4項の「市民との意見交換の場」の1つとして議会報告会の開催を義務付けています。

2 開催単位や頻度、方法など詳細については、別に要綱等で定めます。

（議案に対する賛否の公表）

第9条 議会は、議案に対する各議員の賛否を、議会広報誌及びホームページで公表するものとする。

【解説】 市民に対し、審議過程を知っていただくため、また、議員の議決責任を明確にするために議案に対する議員の賛否の態度表明（必要に応じ、賛否の理由等を含む）を公表することを規定しています。

第4章 議会と執行機関との関係

（議会と執行機関との関係）

第10条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及び当該執行機関の事務を補助する職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

（1）本会議における一般質問は、市民にわかりやすく、論点を明確にするため、一問一答方式で行う。

（2）本会議及び委員会において、市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して反問することができる。

【解説】 二元代表制により市長と議会はともに市民を代表し、相互のけん制と均衡により、お互いの専行を抑制する体制を取っています。これは両者の対立を意味するものでなく、市民生活向上のため相互に緊張感を持ち続け、それぞれの責務を果たさなければなりません。

（1）議員が市政に対し提言等を行う一般質問

については、市民にとってわかりやすいなどのメリットがある一問一答方式で行うことを規定しています。

(2) 市長ほか市の職員は、議長または委員長
の許可により、議員の質問に対して逆質問する
ことができることを規定しています。

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、市長が重要な政策等を議会に提案するに当たり、論点を明確にし、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 他の自治体と類似する政策との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 費用対効果

2 議会は、議案等の審議に当たり、市長等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとする。

【解説】

1 市長が重要な政策等を提案する場合、5項目にわたる情報の提供をすることを規定しています。ここで規定している重要な政策等とは、中・長期的にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業を指します。

2 本会議における議員の自由討議を活性化するためには、議会の情報不足を解消する必要がある

あるため規定するものです。資料の要求方法については、一定のルールが必要になります。

(予算及び決算における政策説明)

第12条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

【解説】

予算や決算の審議においても、議会での審議が深まるよう、前条の規定に準じたわかりやすい施策別又は事業別の政策説明を求めていくことを規定しています。

(監視及び評価)

第13条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価に努めるものとする。

【解説】

議会は、市長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、十分議論し、政策等執行後については、その政策等が着実に実行されているかどうかを検証し、評価することを規定しています。

(議会の議決事件)

第14条 法第96条第2項の規定による議会の議決事件については、浅口市における総合的かつ計画

的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止とする。

【解説】

市の総合計画における基本構想は市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念、将来都市像及びそれを達成するための必要な施策の大綱を明らかにするものです。また基本計画は基本構想を基に取り組むべき主要な施策・事業を分野ごとに明らかにするものです。

基本構想及び基本計画を策定、変更、廃止する場合は、議会の議決を必要とすることを定め、議会の市政運営に対する責任を高めるものとなりました。

第5章 委員会の活動

(委員会の活動)

第15条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員長は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

3 委員会は、委員自らの提案及び市民の意見等をもとに所管事務調査を積極的に行い、政策提案を行うものとする。

4 委員会は、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、多様な意見を踏まえながら審査の充実に努めるものとする。

【解説】 1 委員会においても市民に対しわかりやすい審査に努めることを規定しています。

2 委員会も本会議と同じく、言論の場であることを認識し、委員会の自由討議を中心とした運営に努めることを規定しています。

3 委員会では、提案された議案等を審査するだけでなく、委員自らの提案や市民からの提案などについて、所管事務調査を積極的に行い、委員会として意見集約ができた場合は、必要に応じて政策提案を行うことを規定しています。

4 委員会運営にあたり、必要に応じ、地方自治法に基づく参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、市民、専門家の見識や多様な意見を聴取し、審査を充実させることを規定しています。

請願や陳情の審査にあたり、提出者本人を参考人として招致し、直接意見を聴取することもできます。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

3 議会は、先進的な施策の事例を調査研究するため、他の自治体及び議会との交流及び連携を推

進するものとする。

【解説】 1 議員の資質や政策形成能力の向上を目的として議員研修の充実強化に努めることを規定しています。

2 広く各分野の専門家や市民を招き、研修会を開催することとしています。

3 議員研修においては、委員会視察研修や政務調査費を活用した視察研修において、先進地を訪問し、他の自治体や議会との交流、連携をとりながら、議員の資質の向上等に努めることとしています。

(政務調査費)

第17条 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

2 政務調査費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。

【解説】 議員の資質や政策形成能力の向上に向け、地方自治法第100条第14項の規定により支給されている政務調査費を活用することを規定しています。

なお、交付に関しては既存の条例、規則を遵守し、公正性、透明性の観点から収支報告書等の証拠書類は情報公開条例に基づき、開示請求により公開しています。

(学識経験者等による調査)

第18条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができる。

【解説】 地方自治法第100条の2に規定する専門的知見の活用により、学識経験者など専門家に調査を依頼できることを規定しています。

調査を依頼する相手方は、個人だけでなく法人でもよい、複数の合議による調査でもよいとされています。こうした学識経験者等に専門的な調査をさせることにより、議会の審議機能の向上を図ることを目的としています。

(広聴広報活動の充実)

第19条 議会は、議会広報誌及びホームページの充実に努めるものとする。

2 議会は、CATVを活用して、議会放映に取り組むとともに、情報通信技術の発達を踏まえた広聴広報活動に努めるものとする。

3 議会は、市民の多様な意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動に努めるものとする。

【解説】 1 市民への積極的な情報発信の手段として、議会だよりや市議会ホームページの充実に努めることを規定しています。

2 浅口市議会では平成18年6月定例会からケ

ーブルテレビ2社による定例会の録画放映を行っています。今後はインターネットなど情報通信技術の発達を踏まえた広聴広報活動に努めていくことを規定しています。

3 市民の皆様の多様な意見や市政への関心事を把握するため、市民アンケート等の方法により、意見の集約に努めることを規定しています。

(議会図書室)

第20条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

【解説】 議会や議員の政策形成能力の向上のため、議会関連図書の充実やインターネット環境の整備に努めることを規定しています。

なお、浅口市議会には議会図書室は現在のところ設置していませんが、まず関連図書の充実に図り、将来的な展望として議会図書室の整備を目標としています。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

【解説】 議会が、従来の監視・評価機能に加え、政策提言、政策立案機能を積極的に行うことができるよう、職員の人材育成などにより、議会

事務局の体制を整備し強化することとしています。

第7章 議員の政治倫理、議員定数、議員報酬

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民の代表者として倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

【解説】 1 議員は市民からの厳粛な信託に応える代表であることを自覚し、市民から疑惑を招くことのないよう議員活動を行っていかねればなりません。そのために政治倫理を遵守し、不正に議員の地位を利用しないことを規定しています。

2 議員の政治倫理に関しては、議員政治倫理条例を新たに制定することとしており、現在協議を進めています。

(議員定数)

第23条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

【解説】 1 浅口市議会の議員定数は、「浅口市議會議員定数条例」により20人と規定しています。

2 議員定数を改正する場合、行財政改革の側面だけでなく、浅口市における現状と課題、人口などの将来予測、市の面積・財政力や類似自治体の状況などを十分に比較検討し、決定することとしています。

(議員報酬)

第24条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考に決定するものとする。

【解説】 1 浅口市議会の議員報酬は、「浅口市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」により、議長45万円、副議長38万円、議員35万円と規定しています。また、費用弁償の支給は行っておりません。

2 議員報酬を改正する場合、議員定数の改正と同様に、市の現状や人口などの将来予測、面積・財政力や類似自治体の状況などを十分に比較検討し、あわせて、市民の意向を把握し決定することとしています。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

【解説】 この議会基本条例が浅口市議会における最高規範であり、議会に関する他の条例の制定、改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重することを規定しています。

(条例の検討及び見直し手続)

第26条 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定に検討を加え、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

【解説】 社会情勢の変化や市民の意見を十分考慮し、必要が生じた場合は、この条例の規定について速やかに検討し、改正などの見直し手続を行うなど不断の努力により、常に時代にあった議会運営を行っていくことを規定しています。

浅口市議会議員政治倫理条例とは

議員が、市民全体の代表者及び奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（政治倫理基準）を定める条例です。市民が議員活動について説明を求める機会を保障し、議員が市民から信頼され、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的に制定します。

浅口市議会議員政治倫理条例(素案)

(目的)

第1条 この条例は、浅口市議会議員（以下「議員」という。）が、市政に関し市民の厳粛な信託に応える代表であることを自覚し、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】 選挙により市民から市政を負託された市議会議員は、その権限や地位が行政運営に大きな影響力をもつことから、議員は高い政治倫理を確立しなければなりません。議員は、自らが定める政治倫理基準を遵守しながら市政の発展に努めることをこの条例の目的としています。

(政治倫理基準)

第2条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為をしないこと。

(2) 市民全体の代表者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に措置すること。

(4) 市（市が資本金、出資金その他これらに準ずるものを出資している法人を含む。以下同じ。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約若しくは物品の購入契約又は指定管理者の指定に関して特定の業者のために有利な取り計らいをしないこと。

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨に従い、議員の親族もしくは議員自身が役員をしている企業、団体又は議員の親族が経営に携わっている個人商店の契約等に関し、一切の関与をしないこと。

(6) 市の職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(7) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、

不当に関与しないこと。

(8) 地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシユアル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(9) 飲食物の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

【解説】 市議会議員が当然遵守すべき基本的な倫理基準を設けています。

公職者である議員の活動は、様々な法律により寄附の禁止等が定められています。そうした法律などを遵守するとともに、市議会議員としての権限や地位を利用した不正な影響力の行使をしないよう規定しています。

(議員の責務)

第3条 議員は、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

【解説】 第2条に定めた政治倫理基準を遵守した政治活動を行うことを定めています。

※政治活動とは、議員としての個々の活動、議会という合議体としての活動、後援会の活動を言います。選挙活動は除かれます。

(市民の役割)

第4条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ、議員に説明責任を果たすことを求めることができる。

【解説】 選挙を通じて市議会議員を選ぶことにより、市民おひとりおひとりが市政を担っています。皆さんが選んだ市議会議員の政治活動に関心を高めていただき、必要な場合には、議員に対し十分な説明をするよう求めることができます。旨、規定しています。(例…議案に対する賛否の理由など)

(審査の請求)

第5条 市民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、市民にあつては地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署、議員にあつては議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査(以下「審査」という。)を請求することができます。

【解説】 市議会議員が政治倫理基準に違反する行為をした場合、市民又は議員がその審査を請求できることを規定しています。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条の規定による審査の請求(以下「審査請求」という。)を受けたときは、議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、その結果審査請求が適当と認められたときは、浅口市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、付託する。

2 審査会の委員定数は、6人以内とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。
3 当該審査の対象となる議員(以下「対象議員」という。)又は当該審査請求をした議員が議会運営委員会の委員であるときは、当該議員は、前2項の規定による当該審査の取扱いに係る議事に加わることができない。

4 対象議員又は当該審査請求をした議員は、審査会の委員になることができない。

5 審査会の委員は、当該事案の審査結果を議長に報告したときは、解任されるものとする。

6 審査会の委員は、審査の過程における情報等職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

【解説】 政治倫理に関する審査の請求があつた場合、議長は議長の諮問機関である議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、必要な場合は議員で構成する浅口市議会議員政治倫理審査会を設置することを規定しています。

（審査会の職務及び権限）

第7条 審査会は、付託された審査を行うため、対象議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。

4 審査会は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができる。

【解説】 政治倫理審査会の職務と権限について規定しています。審査会では個人のプライバシーを扱う場合もあるため、出席委員の3分の2以上が合意した場合、非公開とできるよう規定しています。

（議長及び議員の協力義務）

第8条 議長は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出しなければならない。

2 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。

【解説】 議長や議員が政治倫理審査会の審査へ協力する義務があることを規定しています。

（審査結果の報告）

第9条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から原則として90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び対象議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

3 対象議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

【解説】 政治倫理審査会の審査は、速やかに行い、審査後は審査結果を公表することを規定しています。

（審査結果の措置）

第10条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市

民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）議員の辞職勧告等を行うこと。

（2）条例の規定を遵守させるため警告を発すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。

【解説】 政治倫理審査会の審査結果は尊重され、違反した議員に対する議会としての措置を規定しています。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】 審査請求の方法や請求書の様式、政治倫理審査会の運営などを議会規則として別に定めることを規定しています。

委員会視察報告 ～産業建設常任委員会～

2月8日、9日の2日間、産業建設常任委員会が島根県美郷町と出雲市で行政視察を行いました。

獣害（イノシシ）対策

美郷町では有害鳥獣であるイノシシ被害を逆手にとったユニークな施策を視察しました。

猟友会の駆除班組織による獣害対策を見直し、農家や住民主体で獣害に強い集落づくりを進め、現在では捕獲体



制の強化が進み、さらには地域資源「山くじら（＝イノシシ）」ブランドを作り上げ、販売にもつなげています。行政まかせではなく地域住民が生き生きと活躍している様子は、獣害対策のみならずすべてのことに通ずる考え方であり、大変参考となる事例でした。

新エネルギー推進事業

出雲市では、エネルギーの安定供給等に資するため、また新エネルギー関連企業の誘致や地域産業の振興のため、日本最大級の風力発電所やバイオマスエネルギープラント等の先進的な取り組みを紹介していただきました。

家庭から出るサラダ油の廃油を軽油の代替燃料として公用車を走らせるといふ事例は身近で興味深いものだが、経費面を考えると難しい部分もあります。しかし、地元企業等との協力のもと前向きに推進する姿勢は今の時代に必要なであり、本市でもメガソーラー発電所の誘致に取り組む中、干拓地の有効利用を含め研究の必要性を感じました。

傍聴へ

お越しください！

傍聴は議会活動に触れる最も身近な方法です。

議員の活動や市政の方針など、ぜひご覧ください。

会議当日の受付で傍聴できますので、市役所3階の議会事務局までお越しください。

次回6月定例会は6月5日から21日までの会期での開催予定です。（日程の詳細は議会運営委員会で決定されます。ホームページ等でご確認ください。）



声の議会だより

目の不自由な方にも議会の内容をお知らせするため、**浅口はるか**会のご協力により議会だよりを音訳しています。

表紙写真

金光町占見新田にある丸山公園では、4月中旬からこのぼりを設置しています。子どもたちの健やかな成長への願いを込めて、5月の爽やかな風に悠然とこいのぼりが泳ぐ様は、まさに春から初夏の風物詩です。

丸山公園には新たに大型遊具も設置されています。気候のいい季節となりました。自然に親しみながら丸山公園の散策を試みてはいかがでしょうか。

広報特別委員会

委員長 平田 襄二
副委員長 伊澤 誠
委員 佐藤 正人 桑野 和夫
原 彰 中西 美治
柚木 毅 道廣 裕子



議会だよりは再生紙を使用しています